

所得税の還付申告は自分で書いてお早めに 還付申告は1月から 税務署で受け付けております

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

給与所得や退職所得のある方で雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

還付申告ができる方は1月から確定申告書を提出することができます。確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、ご自分で記入して、お早めに郵送などにより提出をお願いします。

なお、確定申告期限は、平成18年3月15日(水)になります。

関東信越税理士会諏訪支部では、下記のとおり、給与所得者や年金を受給されている方を対象に無料税務相談を行っております。(2月15日までは、還付申告が対象となります。)

最寄りの会場で、お早めに手続きをされることをお勧めします。

相 談 会 場	相 談 日 程 (土・日曜日・祝日は除きます)	受 付 時 間 (12時から13時は昼休みです)
諏 訪 税 務 署	2月1日(水)~2月15日(水)	9:30 ~ 15:00
	2月16日(木)~3月13日(月)	9:00 ~ 15:00
アミューズメントスクエア2階 岡谷市民ミーティングルーム (イルフプラザ向い立体駐車場2階)	2月1日(水)~2月15日(水)	10:00 ~ 15:00
茅野市役所 議会棟	2月1日(水)~2月15日(水)	

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーをぜひご利用ください。

申告書用紙を入手する必要がありません。24時間いつでもご都合のいい時間に申告書を作って、添付書類とともに郵送等で提出できます。

* 年金所得のみの申告、年金所得と給与所得・不動産所得などの合算の申告や医療費控除の適用を受ける方の申告など、ご利用の多いケースに対応しています。

* 医療費控除明細書の作成ができます。

* 青色申告決算書や収支内訳書の作成ができます。

<http://www.nta.go.jp>



【確定申告書の提出・お問い合わせ先】

〒392 - 8610

諏訪市清水2丁目5番22号 諏訪税務署 個人課税部門 ☎ 57-5211